

「いしかわ観光特使」活動要領

1. 「いしかわ観光特使」制度設立の趣旨・目的

石川の観光応援団の裾野を広げるため、本県の豊かな観光資源を口コミによりPRできる方を「いしかわ観光特使」として委嘱し、首都圏をはじめ主に県外での情報発信力を強化する。

特使の方には、県内観光地の写真等を掲載した「いしかわ観光特使名刺」等を活用し、それぞれの活動の場等で本県の観光情報を発信いただく。

2. 委嘱期間 令和8年4月から令和12年3月末まで

3. 特使の活動

主に県外に向けて石川県の魅力や観光情報を発信し、本県への誘客促進につながるような活動を行う。

※いしかわ観光特使の肩書を、営業活動など個人の利益のために使用しない

(1) いしかわ観光特使名刺を活用したPR

・県外からの誘客促進につながるよう、友人、知人をはじめ、特使の日常の活動等を通じて配布

(2) インターネットを活用したPR

- ・特使自身のブログやSNSを通じて、石川県の魅力や観光情報を発信
- ・県内の店舗や観光施設にとって、不利益となるような表現はしない

(3) ポスター、パンフレット等を活用したPR

- ・講演会や各種会合、勤務先（店舗など）において、ポスター掲示や参加者等へのパンフレット配布によりPR
- ・パンフレットが必要な場合は、種類、部数、必要とする時期を、特使事務局へ連絡
- ・次の施設でもパンフレット等を設置している

◆八重洲いしかわテラス

（中央区八重洲 2-1-8 八重洲Kビル 1階 TEL 03-6225-2177）

◆富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」

（大阪府大阪市北区梅田 3丁目 2-2 KITTE 大阪 2階 TEL 06-6690-8813）

◆石川県名古屋観光物産案内所

（名古屋市中区栄 4-1-4 中日ビル 5階 TEL 052-261-6067）

※観光情報メールマガジンの配信（月1回程度（不定期））、パンフレット類やイベント情報の提供（四半期に1回、希望者のみ）を実施しておりますので、PRにお役立てください

(4) その他の誘客活動

- ・社内等での石川県への研修旅行、社員旅行の実施
- ・県内で同窓会等の開催
- ・趣味の会や地域の団体などの石川県への旅行の実施 等

4. 活動の報告

- ・ 委嘱期間中、報告書様式（別紙 1）にて特使としての活動を随時報告する
※WEB 上のフォームからの提出も可能です（下記 URL よりアクセスください）

<https://ishikawa-tokushi.jp/katsudouhoukoku>

※任期中に一度も活動報告の提出がない方は、次期の継続ができない場合がある

- ・ 顕著な誘客活動やユニークな活動をまとめ、特使間で共有する場合もある
※旅行会社や観光施設など、観光関連事業に携わる方は、営業活動以外で独自に誘客促進協力いただいた活動について報告書を提出する

【WEB フォームへのアクセス】

【様式（別紙 1）のダウンロード】



5. 注意事項

（1）委嘱カードについて

本県の観光資源に対する知識を深め、主に県外に向け情報発信していただくため、県内観光施設に入館できる委嘱カードを交付する（顔写真入り）

- ・ 委嘱カードを利用して入館できる施設は、88 施設（R7. 10. 1 時点）
→最新の情報は観光特使のホームページよりご確認ください。

【観光特使ホームページ ※5 活動サポート体制 参照】



- ・ 入館の際は、必ず委嘱カードを提示（氏名の記載を求められる施設もある）
- ・ 委嘱カードを利用して入館できる人は、特使本人のみとする
- ・ 紛失などによる委嘱カードの再発行には、経費（1, 200 円（税込））を負担いただく

（2）名刺について

- ・ 年間 300 枚までは、石川県から提供する
- ・ 年に 1 回、名刺希望調査を実施し、必要枚数を配付する
- ・ 年間 300 枚を超えて必要な場合は、経費（2, 200 円/100 枚（税込））を負担いただく

（3）その他

- ・ いしかわ観光特使として、ふさわしくないと判断される活動や表現をされた場合、任期内であっても委嘱を解くことがある。また、委嘱期間更新ができない場合がある。
- ・ いしかわ観光特使の活動について、報酬や旅費の支給は行わない
- ・ お届けいただいたメールアドレス、住所、電話番号等を変更された場合、速やかに報告いただく

<お問い合わせ先>

いしかわ観光特使事務局(田中昭文堂印刷(株)内)

〒920-0377 石川県金沢市打木町東1448

TEL 076-269-0088 FAX 076-269-7311

E-mail tokushi@shobundo.co.jp

(石川県文化観光スポーツ部観光戦略課(観光政策グループ) 塩田

TEL 076-225-1127 FAX 076-225-1129

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/tokushi202203.html>)